

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4518595号
(P4518595)

(45) 発行日 平成22年8月4日(2010.8.4)

(24) 登録日 平成22年5月28日(2010.5.28)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 47/06	(2006.01)	B 65 D 47/06	X
B65D 23/00	(2006.01)	B 65 D 23/00	C
B65D 47/08	(2006.01)	B 65 D 47/08	M

請求項の数 2 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願平11-213819
(22) 出願日	平成11年7月28日(1999.7.28)
(65) 公開番号	特開2001-39458(P2001-39458A)
(43) 公開日	平成13年2月13日(2001.2.13)
審査請求日	平成18年7月18日(2006.7.18)

(73) 特許権者	000112288 ピジョン株式会社 東京都中央区日本橋久松町4番4号
(74) 代理人	100096806 弁理士 岡▲崎▼ 信太郎
(74) 代理人	100098796 弁理士 新井 全
(72) 発明者	三上 新太郎 東京都千代田区神田富山町5番地1 ピジ ョン株式会社内
(72) 発明者	佐藤 良太郎 東京都千代田区神田富山町5番地1 ピジ ョン株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】飲料容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

液体飲料が収容される容器本体と、
この容器本体に装着され、前記容器本体内に挿入されるストローを通すストロー孔が中心よりも一側にずれた位置に形成されたベース部材と、
このベース部材の前記ストロー孔とは反対の位置に設けた軸受け部に対して回動可能に軸止めされ、ベース部材の上部を開閉する蓋体と
を有しており、

前記ベース部材の前記軸受け部に貫通孔を有し、この軸受け部に配置したレバーを回動させることにより、前記貫通孔を開閉する構成とされており、

前記軸受け部は、前記ベース部材から起立した一対のリブ片でなるとともに、この起立した各リブ片の間に前記貫通孔が形成されていて、

さらに、前記各リブ片の間にレバー部材が装着されており、
該レバー部材は、前記各リブ片の間で回動するとともに、特定の回動位置で前記貫通孔と連通する開放部を有する基部と、該基部から外方に突出するレバー本体とを備えており、
該レバー本体を上に上げた位置で、前記ベース部材の貫通孔と前記基部の開放部が連通する構成とした
ことを特徴とする飲料容器。

【請求項 2】

10

20

前記蓋体は、一端がキャップ状の本体に固定された一対のアームを有し、前記一対のリブ片の外側に対して、この一対のアームが回動可能に支持されており、前記レバーと、前記蓋体のアームとが異なる回動中心を備える構成としたことを特徴とする、請求項 1 に記載の飲料容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、飲料容器に関するものであり、特に温かい液体飲料を摂取するのに適した飲料容器の改良に関するものである。

【0002】

10

【従来の技術】

このような飲料容器としては、例えば図 16 に示すような構造のものが知られている。この飲料容器 1 は、コップ状の本体 2 と、この本体 2 の上部開口を塞ぐための蓋部材 3 を備えている。この蓋部材 3 の上面には、貫通孔 3a が設けられており、この貫通孔 3a に対してストロー 4 が挿入されるようになっている。

【0003】

このような飲料容器 1 においては、容器本体 2 の内部に液体飲料を収容した状態で蓋部材 3 を装着すれば、容器本体 2 を多少傾けても内容物が外にこぼれることがない。

そして、上記ストロー 4 を介して、適宜液体飲料を吸い上げることで、この液体飲料を摂取できる。

20

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

ところが、このような飲料容器 1 においては、容器本体 2 内に比較的高い温度の液体が収容されている場合には、容器の内部空間 S 1 に存在する空気の体積が、高温の液体の熱を受けて膨張してしまい、そのために、高温の飲料がストロー 4 を介して外部に噴出し危険であるという問題があった。

特に、乳幼児がミルクを調乳してから飲む場合には、ミルクの粉末を容器本体内に入れ、高温の湯で攪拌した後等においては、上記弊害が容易に予想できることである。

また、容器内に冷たい飲料を収容した場合でも、温かい部屋に置いておくと室温により容器内の空気が温められて同様の現象を生じることがある。

30

【0005】

そこで、図 17 に示すような改良も行われている。

図において、飲料容器 5 では、蓋部材 3 の上部開口を塞ぐキャップ部 6 を備えていて、このキャップ部 6 のベース部材 7 が装着されている。このベース部材 7 には、ストロー 4 を通す貫通孔を形成し、さらに、この貫通孔から横に延びるスリット状の貫通溝 8 を設けている。

【0006】

これにより、図 16 で説明したように、容器本体 2 内で内圧が高まった場合においては、その圧力は貫通溝 8 から外部に逃がすことが可能となり、ストローからの飲料の吹き出しを防止できる。

40

【0007】

しかしながら、このような飲料容器 5 においては、容器本体 2 が傾くと、上記貫通溝 8 から液体飲料が漏れることになり、特に乳幼児の使用においては、液体飲料をこぼし易いという欠点があった。

この点を分かりやすく説明するため、ふたたび図 16 を参照すると、飲用の際に、図 16 の容器 1 を矢印方向に傾けていくと、液面 h は、点線で示すように変化して、ストロー 4 の根元付近に接近する場合がある。

【0008】

このため、図 17 に示すように、キャップ部 6 のベース部材 7 に、ストロー 4 を通す貫通孔を形成すると、このベース部材 7 付近から液漏れを生じてしまい、着衣にこぼれたりす

50

ると汚すおそれがあった。

【0009】

本発明は、このような問題を解決するためになされたもので、ストローを使用する飲料容器において、ストローからの液体飲料の吹き出しを防止し、あわせて液体飲料が外部に漏れることを簡単な操作にて完全に防止できる飲料容器を提供することを目的としている。

【0010】

【課題を解決するための手段】

上記目的は、請求項1の発明にあっては、液体飲料が収容される容器本体と、この容器本体に装着され、前記容器本体内に挿入されるストローを通すストロー孔が中心よりも一側にずれた位置に形成されたベース部材と、このベース部材の前記ストロー孔とは反対の位置に設けた軸受け部に対して回動可能に軸止めされ、ベース部材の上部を開閉する蓋体とを有しており、前記ベース部材の前記軸受け部に貫通孔を有し、この軸受け部に配置したレバーを回動させることにより、前記貫通孔を開閉する構成とした、飲料容器により、達成される。

【0011】

請求項1の構成によれば、レバーを回動させることにより、前記貫通孔を開いて、容器本体内の圧力を抜くことができ、ストローからの液体の吹き出しを防止することができる。ここで、容器本体に装着されたベース部材の中心より一側にずれた位置にストロー孔を設けているので、この孔にストローを挿通して、しかも容器本体を傾けて飲用する場合には、ストロー孔が設けられた側が下になるように容器本体が傾けられるのが自然である。

【0012】

そして、この場合、通気孔となる前記貫通孔は、ストロー孔の近傍に設けておらず、ベース部材の中心に関して、これとは反対側に配置されていることから、容器本体内の飲料の液面は、この通気孔である前記貫通孔に達することができないので、液体が外部にもれることなく、容器本体内に例えば高温の液体による気圧上昇があっても、空気のみ前記貫通孔から外部に通過させることができる。

【0013】

また、この貫通孔を開閉するレバーは、ストロー孔の近傍ではなく、前記貫通孔を有する軸受け部に設けられているから、レバーを設けるために、ベース部材の限られた有効面積を損なうことがない。そして、レバーにより前記貫通孔を確実に開閉することができるでの、飲料容器を携行する上でも液漏れ等の心配がない。

【0014】

請求項2の発明は、請求項1の構成において、前記軸受け部は、前記ベース部材の上面から起立する一対のリブ片を有し、前記貫通孔は、この一対のリブ片の間に位置しているとともに、前記レバーは、この一対のリブ片の間で回動可能に支持されており、かつ前記蓋体は、一端がキャップ状の本体に固定された一対のアームを有し、前記一対のリブ片の外側に対して、この一対のアームが回動可能に支持されている構成とした、ことを特徴とする。

【0015】

請求項2の構成によれば、一つの軸受け部で、蓋体とレバーとの二つの回動手段を支持することができるので、その分飲料容器を少ない部品点数により構成することができる。

【0016】

請求項3の発明は、請求項2の構成において、前記レバーと、前記蓋体のアームとが異なる回動中心を備える構成としたことを特徴とする。

【0017】

請求項3の構成によれば、前記レバーと前記蓋体の各回動中心を同じにした場合と比べて、レバーを内側に配置することが可能となり、外形に大きく突出したレバーとならず、携行においてもひっかかることが少ない機能的にすぐれた飲料容器とすることができます。

【0018】

請求項4の発明は、請求項3の構成において、前記レバーは、その基端付近に係止手段を

10

20

30

40

50

備えており、このレバーの回動位置に応じて、前記アーム側の被係止手段に係止されて、蓋体の開閉をロックする構成としたことを特徴とする。

【0019】

請求項4の構成によれば、レバーの回動位置、例えば貫通孔を閉鎖している位置にあっては、常にその係止手段がアーム側の被係止手段に係止されている場合、容器本体内の圧力が高まった状態で蓋体を開くことが防止される。

【0020】

上記目的は、請求項5の発明にあっては、液体飲料が収容される容器本体と、この容器本体に装着され、前記容器本体内に挿入されるストローを通すストロー孔が中心よりも一側にずれた位置に形成されたベース部材と、このベース部材の前記ストロー孔とは反対の位置に設けた軸受け部に対して回動可能に軸止めされ、ベース部材の上部を開閉する蓋体とを有しており、前記ベース部材の前記軸受け部は、前記ベース部材の上面から起立する一对の壁部を備える案内手段と、この案内手段の奥側に設けた貫通孔と、前記案内手段により進退される栓部材を備える飲料容器により、達成される。10

【0021】

請求項5の構成によれば、案内手段を利用して栓部材を進退させることにより、前記貫通孔を開閉して、容器本体内の圧力を抜くことができ、ストローからの液体の吹き出しを防止することができる。このため、請求項1の発明と同一の作用を発揮する。

【0022】

上記目的は、請求項6の発明にあっては、液体飲料が収容される容器本体と、この容器本体に装着され、前記容器本体内に挿入されるストローを通すストロー孔が中心よりも一側にずれた位置に形成されたベース部材と、このベース部材の前記ストロー孔とは反対の位置に設けた軸受け部に対して回動可能に軸止めされ、ベース部材の上部を開閉する蓋体とを有しており、前記ベース部材の前記軸受け部に貫通孔を有し、前記蓋体と接続された回動基部が前記軸受け部で回動する回動位置に応じて、この回動基部が上記貫通孔を開閉する構成とした、飲料容器により、達成される。20

【0023】

請求項6の構成によれば、蓋体と接続された回動基部が、軸受け部によって、蓋体の回動を支持されるとともに、この回動基部が前記貫通孔を開閉することによって、容器本体内の圧力を抜くことができ、ストローからの液体の吹き出しを防止することができる。このため、請求項1の発明と同一の作用を発揮する。これに加えて、蓋体の回動を支持する手段と、貫通孔を開閉する手段が同時に操作され、操作性に優れている。30

【0024】

【発明の実施の形態】

以下、この発明の好適な実施形態を添付図面を参照しながら、詳細に説明する。

尚、以下に述べる実施形態は、本発明の好適な具体例であるから、技術的に好ましい種々の限定が付されているが、本発明の範囲は、以下の説明において特に本発明を限定する旨の記載がない限り、これらの態様に限られるものではない。

【0025】

図1は、本発明の飲料容器の第1の実施形態の全体を示す概略斜視図である。40

図において、飲料容器10は、例えば透明なガラスやプラスチックにてカップ状に形成した容器本体12を備えている。この容器本体12の上端は開放された開口を備えていて、この開口を塞ぐようにしてベース部材13が装着されている。

すなわち、例えばベース部材13は、図2の断面図に示されているように、容器本体12の上端開口の周囲に形成したネジ部(図示せず)に対して螺合させるネジ部13cを備えており、これにより、容器本体12に対して、着脱できるようになっている。

このため、ベース部材13を外すと容器本体12の上端は広く開放されることから、液体飲料を入れたり、あるいは粉状のミルクを入れてお湯とともに混ぜて調乳することが容易となっている。

【0026】

50

20

30

40

50

さらに、ベース部材 13 の上部には、蓋体 17 が着脱されるようになっている。蓋体 17 は、例えば透明の小さなドーム状の本体 18 と、一端がこのドーム状の本体 18 に固定され、他端が後述する軸受け部 16 に支持された一対のアーム 19 を備えており、ベース部材 13 の上面から露出したストロー 14 の上端を覆うことができるようになっている。

【 0 0 2 7 】

また、容器本体 12 の側面には、例えば一対の把手 11 がリング状の着脱手段 11a により装着されている。尚、この把手 11 は、容器本体 12 と一緒に形成するようにしてよい。

【 0 0 2 8 】

ベース部材 13 は、図 2 に示すように、上部が上方に向かって凸となるようなほぼドーム状の形態であり、その上面の中心より図において左よりの領域は、内方に湾曲した凹状の湾曲面 15 が形成されている。10

この凹状の湾曲面 15 は、案内部であり、中心に形成したストロー孔である貫通孔 15a から突出させたストロー 14 の上端が露出するようになっている。このストロー 14 の上端を乳幼児が口腔内にくわえる場合に、前方に突出する上唇と下唇（図示せず）が、この凹状の湾曲面 15 により案内されるようになっている。

ここで、上記ストロー 14 は、図 2 に示されているように、その上端が装着部材 14a により支持されることによって、貫通孔 15a に液密的に固定されており、この装着部材 14a を含むストロー 14 の上端部が、案内部である湾曲面 15 から露出する距離が予め、例えば 10 ~ 15 mm 程度に設定されることにより、乳幼児の口腔内で、ストロー 14 の端部が歯列まで到達しないようになっている。20

【 0 0 2 9 】

さらに、ベース部材 13 の右よりの領域には、図 2 に示されているように、軸受け部 16 が形成されている。

この軸受け部 16 は、図 2 で説明したように、ベース部材 13 の上面の一側の領域に設けられており、図 1 を参照して理解されるように、ベース部材 13 の上面から平行に起立する一対のリブ片もしくは壁部 26, 26 により形成されている。つまり、各リブ片 26 には、軸孔 17a が形成されており、この軸孔 17a を利用して蓋体 17 及び / またはレバー部材 21 を回動、すなわち正逆に回転可能に支持するようになっている。

また、この軸受け部 16 の内部には、図 2 に示されているように、ベース部材 13 を貫通する貫通孔 13a が設けられている。この貫通孔 13a は、容器本体 12 の内部と外気を連通する通気路である。この通気路 13a の形成面 16b は、凹状の曲面となっている。30

【 0 0 3 0 】

そして、この通気路 13a に対応して、上記リブ片 26, 26 の間に、図 1 に示すように、レバー部材 21 が装着される。

図 3 は、このレバー部材 21 の構成を詳しく示しており、図 3(a), 図 3(b) は、それぞれ異なる方向から見た状態を示す斜視図である。

これらの図において、レバー部材 21 は、軸受け部 16 のリブ片 26, 26 の間で回動するようになっている。このためレバー 21 は、軸受け部 16 の底部であるベース部材 13 の凹状の曲面 16b に対応したほぼ円形の外周を備える円柱状の基部 22 を備えている。また、この基部 22 の両端には支軸 25 がほぼ水平に延びてあり、さらにレバー部材 21 は、比較的柔軟な材料、例えばエラストマーやシリコンで形成された基部 22 に一体的に形成されたレバー本体 23 を備えている。40

【 0 0 3 1 】

基部 22 の外周の一部に開放部 24 を有しており、これにより、後述する内部空間を形成する。

上記支軸 25 は、両端にひとつずつ一対設けられることにより、上記リブ片 26, 26 の各軸孔 17a, 17a に挿入されて枢止されるようになっている。

レバー本体 23 は、外方に大きく突出しないように、指がかりとして最小の長さを有している。50

【0032】

これにより、図4に示すように、レバー部材21は、軸受け部16の各リブ片16, 16の内側に支持されて、図示されているようにレバー本体23を回動させるようになっている。一方、蓋体17は、各リブ片26, 26の外側に当接して、符号27の位置にて、リブ片26の外側に形成した軸孔等に軸止めされて、開閉されるようになっている。

【0033】

この場合、レバー部材21の回動中心は、軸孔17aの位置であり、蓋体17の開閉のための回動中心は、符号27の位置で、両回動中心は異なる位置となっているが、これらを一致させて、例えば軸孔17aをレバー部材21と蓋体17とで、内側と外側から軸止めするようにしてもよい。このようにすることで、構成が単純となる利点があるが、一方、図4のようにすることにより、蓋体17が開いた時に、蓋体18がその分大きく外部に突出することなく、全体がコンパクトとなる。

10

【0034】

図5は、軸受け部16内におけるレバー部材21の動作の様子を示す部分断面図であり、図5(a)は、貫通孔を閉止した状態を示し、図5(b)は、貫通孔を開放した状態を示している。

図において、レバー部材21のレバー本体23は、下に位置しており、この時には、基部22の円柱状の外周がベース部材13の貫通孔である通気路13aを塞いでいる。これにより、ベース部材13の下にある容器本体(図示せず)は密閉されている。

このようにレバー本体23を下げる、本体と近づけた状態にて、通気路13aを閉鎖できることにより、携帯の際等に、レバー本体23をひっかけにくく、そして、通気路13aを閉鎖状態で保持できるので、誤って通気路13aを開くことを有効に防止できる。

20

これに対して、図5(a)の矢印で示すように、レバー部材21のレバー本体23を上へ移動させると、基部22は回動し、図5(b)に示すように、基部22の開放部24が下に移動し、通気路13aと連通する。これにより、容器本体12内に高温の空気があって、圧力が高まっている場合には、この空気Aは、開放部24とその内部空間を介して、外部に排出される。

尚、レバー本体23と基部22は、別部材としてもよい。

【0035】

本実施形態は以上のように構成されており、レバー部材21を回動操作するだけで、通気路13aを開いて、容器本体12内の圧力を抜くことができ、ストロー14の先端からの液体の吹き出しを防止することができる。

30

ここで、ストロー孔である貫通孔15aは、容器本体12に装着されたベース部材13の中心より一側にずれた位置に設けているので、この孔15aにストロー14を挿通して、しかも容器本体12を傾けて飲用すると、図16で説明したように、ストロー孔15aが設けられた側が下になってしまう。

【0036】

この場合、通気路13aは、ストロー孔15aの近傍に設けておらず、ベース部材13の中心に関して、これとは反対側に配置されているので、容器本体12内の飲料の液面は、この通気路13aに達することができないので、液体が外部にもれることなく、容器本体内に例えば高温の液体による気圧上昇があつても、空気のみ前記通気路13aから外部に通過させることができる。

40

そして、レバー部材21は、ストロー孔15aの近傍ではなく、前記通気路13aを有する軸受け部16に設けられているから、レバー部材21を設けるために、ベース部材13の限られた有効面積を損なうことがない。そして、レバー部材21により、確実に通気路13aを開閉することができる。この点、この実施形態では、ベース部材13の表面に弁体等を設ける等して、容器本体12内の圧力を調整する手段を露出させて形成する場合等に比べると、ベース部材13に設けた軸受け部16の構成中にレバー部材21を組み込んだので、使用者が不用意にレバー部材に触れてしまうこと等を有効に防止でき、この点においても、確実な操作が可能となり、飲料容器10を携行する上でも液漏れ等の心配がな

50

い。

【0037】

図6ないし図8は、本発明の第2の実施形態に係る飲料容器30の要部を示す部分拡大図である。容器本体は、図1と同様の構成であり、図示は省略されている。

この実施形態は、第1の実施形態に対して、レバー部材の回動位置に対応して、蓋体の回動を阻止する構成を附加したもので、第1の実施形態と同一の符号を付した箇所は共通する構成であるから、重複する説明は省略し、相違点を中心に説明する。

【0038】

図6において、飲料容器30では、レバー部材31の支軸34と、蓋体17側のアーム19端部の支軸32とは、互いにずれた位置に配置されており、レバー部材31の支軸34の方が内側にオフセットされている。10

レバー部材31の支軸34は、例えば、円柱形を縦方向に半割りした形状をなし、円柱状をなす蓋体17側の支軸32の外周と支軸34の外周の一部は互いに重なる寸法とされている。

そして、断面が半円状の支軸34の一端には、突起状の係合部36が設けられているとともに、蓋体17側支軸32の外周の、支軸34の外周と重なりあう領域を利用して、周方向の互いに反対側に位置する箇所には、それぞれ上記係合部35と係合される凹部となる被係合部35a, 35bが形成されている。

【0039】

本実施形態は、以上のように構成されており、蓋体17を閉鎖した状態の図6においては、レバー部材31のレバー本体33が図6のように下向きに回動されている場合に、レバー部材31は、ベース部材13の通気路を閉止している(図5(a)参照)。この位置では、その支軸35の係合部36は、蓋体17側の支軸32の被係合部35aと係合して、その回動を阻止する状態となっている。20

これにより、容器本体内に高温の液体を入れて、容器本体内の圧力が高まっている状態で、誤って蓋体17を開くことにより、ストローから高温の液体が噴出することが有効に防止される。

【0040】

次に、レバー本体33を図7の矢印に示す方向に回動させると、その支軸34は同じ方向に回動し、支軸34の半円状の外周部は図示されているように左側に位置する。この位置では、レバー部材31の機能により、ベース部材13の通気路は開放され(図5(b)参照)、容器本体12内の内の空気は外部に排出することができ、その内圧は外気圧と一緒にされているので、ストロー14からの高温の液体の噴出はない安全な状態となっている。30

そして、この状態では、支軸34の係合部36は、蓋体17側の支軸32の被係合部35aから外れる。このため、蓋体17側の支軸32の外周部とレバー部材31側支軸34の外周とは干渉しない状態となるから、蓋体17は、開閉できる状態となり、自由に蓋体17を閉めたり、開けたりすることができる。

【0041】

また、その後で、蓋体17を図8に示すように完全に開いた状態では、ふたたびレバー本体33を図6と同じ位置まで回動すると、その支軸34の係合部36は、蓋体17側の支軸32の他方の被係合部35bと係合される。このため、蓋体17は、完全に開いた状態で、ふたたびその開閉が阻止される。これにより、使用者が飲料容器30を傾けた状態で、ストローの先端を口にくわえて飲用する場合に容器本体を傾けても、これによって、蓋体17の蓋本体18が使用者側に落ちるようにして当たることがなく、飲用しやすい状態とすることができます。40

【0042】

このように、本実施形態では、第1の実施形態と同様の作用効果を発揮することができるだけでなく、ストローからの高温の液体の吹き出しの可能性がある状態では、蓋体17の開閉を阻止して、一層の安全がはかられるとともに、完全に開いた状態では、蓋体17の50

開閉を阻止することができて、使い勝手に優れている。

【0043】

図9ないし図12は、本発明の第3の実施形態を示している。

これらの図において、第1の実施形態と同一の符号を付した箇所は共通の構成であるから、重複する説明は省略し、相違点を中心に説明する。容器本体は、図1と同様の構成であり、図示は省略されている。

第3の実施形態に係る飲料容器40では、図9及び図10に示されているように、軸受け部16と、これに組み合わされる栓部材46を有している。

【0044】

軸受け部16が、蓋体17の開閉を支持する点は、第1の実施形態と同じである。このため、軸受け部16は、ベース部材13の上面に一体に立設されたリブ状の一対の壁部41, 41を備えている。この壁部41, 41の外側に、蓋体17のアーム19, 19の端部が回動可能に支持されている。

また、上記壁部41, 41の上面は、一体に形成された水平部43により接続されており、かくして、この壁部41, 41及び水平板43により包囲された空間は、ほぼ円形のベース部材13の水平断面に関して、その中心方向にそって延びた案内部42となっている。この案内部42の内面には、各壁部41, 41の内側に奥行き方向に延びる案内溝41a, 41aが形成されている。また、水平部43には、幅方向に延びるスリット44, 45が、奥行き方向に複数並んで、形成されている。そして、図12に示されているように、この案内部42内の奥には、ベース部材13を貫通する貫通孔としての通気路13bが形成されている。

【0045】

図11は、上記案内部42に挿入される栓部材46の構成を詳しく示しており、図11(a), 図11(b)は、それぞれ異なる方向から見た状態を示す斜視図である。

図において、栓部材46は、上記案内部42内に挿入できる形状の基部47と、この基部から上方に延びる指がかりとしての延長部48とを備えている。また、基部47は、上記延長部48とは反対側の端部から平たく突出する舌片状の栓体49を有しており、基部47の上面には、幅方向に延びる突条47aが形成されている。さらに、この基部47の両側面には、突起47b, 47bが設けられている。

【0046】

本実施形態は以上のように構成されており、栓部材46を図10に示す矢印の方向に沿って案内部42内に差し入れると、その突起47b, 47bが、案内部42内面の案内溝41a, 41aに入りこんで、奥行き方向に案内される。

すなわち、図12(a)に示すように、案内部42内で、栓部材46は、矢印方向に進退され、栓体49が通気路13bに入り込んだ図12(a)の状態においては、通気路13bを閉止して、容器本体内の空気は外部に排出されない。

【0047】

また、図12(b)に示すように、案内部42内を全部材46が移動して図において右方向に移動すると、矢印Aに示すように、容器本体内の空気は、開放された通気路13b及びスリット45を通って外部に排出される。

尚、栓部材46の基部47の突条47aは、スリット44内にはまりこんで係止されるようになっており、その幅方向の範囲で移動される。

したがって、本実施形態の飲料容器40も、第1の実施形態と同様の作用効果を発揮することができる。

【0048】

図13ないし図15は、本発明の第4の実施形態を示している。

これらの図において、第1の実施形態と同一の符号を付した箇所は共通の構成であるから、重複する説明は省略し、相違点を中心に説明する。容器本体は、図1と同様の構成であり、図示は省略されている。

【0049】

10

20

30

40

50

図13において、ベース部材13上面の右寄りの位置には、一対のリブ片もしくは壁部51, 51が平行に立設されており、軸受け部16を構成している。

各リブ片51, 51の中央付近には、上側が塞がったほぼU字状のスリットが形成されることにより、板バネ状の支持手段51a, 51aが形成されている。この支持手段51a, 51aの間に、図14に示すような回動基部が回動可能に支持されている。

【0050】

図14において、キャップ本体18の一端には、アーム52が接続されている。アーム52は図示されているように湾曲しており、その下端には、少なくとも幅方向の中央部の下側が円形の外周を備える回動基部53が一体に形成されている。

また、この回動基部53の幅方向両端には、それぞれ斜め下方に延びる突起状の係合手段54が形成されている。また、回動基部53の幅方向両端には、図示しない支軸等を設けて、前記軸受け部16の各リブ片51, 51の間に挿入され、支軸は、各支持手段51a, 51aにより回動自在にかつ弾性的に支持されるようになっている。

回動基部53の係合部54は、開閉部材55のスリット状の被係合部56に差し込まれるようになっており、この開閉部材55は、回動基部53と一体になるように構成されている。

この開閉部材55は、例えば比較的柔軟な素材である例えばエラストマーやシリコンで形成され、回動基部53の外周と一致したほぼ円形の外周を備えており、この外周の一部の領域には、凹状となった開口部57を有している。

【0051】

本実施形態は以上のように構成されており、図15は、この飲料容器50の蓋体17の開閉と貫通孔の開閉とを連続的に示す断面図である。

図15(a)に示すように、蓋体17が閉止された状態においては、回動基部53に一体に装着された開閉部材55の開口部57は、ベース部材13の貫通孔である通気路13bと異なる位置にある。このため、回動基部53の円形の外周面は、通気路13bを塞いでいるので、容器本体内の空気は外部に排出されない状態である。

したがって、容器本体内に高温の液体等がある場合には、容器内部の圧力がたかまっている場合がある。

【0052】

図15(b)に示すように、蓋体17を開き始めると、蓋体17のアーム52に一体に設けた回動基部53は矢印の方向に回動し、開閉部材55の開口部57は、ベース13の通気路13bに徐々に接近する。

そして、蓋体17をさらに開くと、開閉部材55の開口部57は、通気路13bと連通し、容器本体内の空気は、通気路13b及び開口部57を介して外部に排出される。この時、蓋体17のキャップ状の本体18は大きく開いておらず、ストローの上端は外部に露出しない状態であるから、この位置において、容器本体内の圧力が減少されるようになっている。

【0053】

次いで、図15(c)に示すように、蓋体17を完全に開いた状態においては、回動基部53はさらに矢印方向に回動するから、図示されているように、開閉部材55の開口部57は、ふたたび通気路13bの位置からずれるので、この通気路13bは、回動基部53の外周により塞がれことになる。

【0054】

したがって、本実施形態の飲料容器50も第1の実施形態と同様の作用効果を発揮するとともに、蓋体17を開いて容器本体を傾けて飲用する場合には、通気路13bが塞がれることから、飲用の際に液漏れを生じることがない。また、蓋体17の回動基部53と通気路13bの開閉部材55を一体的に構成したので、これを蓋体の開閉と同時に通気路13bの開閉を行うことができ、操作性に優れている。

【0055】

本発明は上述の実施形態に限定されない。

10

20

30

40

50

蓋体の本体は、キャップ状の形状に形成しなくてもよいし、容器本体及び蓋体の本体は透明に形成しなくともよい。

蓋体17の開状態は、さらに多段階にロックされるようにしてもよい。また、軸受け部16には、複数の貫通孔を設けてもよい。

また、上述の各実施形態の各構成は可能な限りにおいて、適宜組み合わせることができる。

【0056】

【発明の効果】

以上述べたように、本発明によれば、ストローを使用する飲料容器において、ストローからの液体飲料の吹き出しを防止し、あわせて液体飲料が外部に漏れることを簡単な操作にて完全に防止できる飲料容器を提供することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明による飲料容器の第1の実施形態の概略斜視図である。

【図2】図1の飲料容器のベース部材を示す概略断面図である。

【図3】図1の飲料容器のレバー部材の構成を示しており、図3(a)及び図3(b)は、それぞれ異なる方向から見た状態を示す斜視図である。

【図4】図1の飲料容器の軸受け部における支持構造を示す拡大側面図である。

【図5】図1の飲料容器の軸受け部16内におけるレバー部材の動作の様子を示す部分断面図であり、図5(a)は、貫通孔を閉止した状態を示し、図5(b)は、貫通孔を開放した状態を示している。

20

【図6】本発明による飲料容器の第2の実施形態の要部を示す拡大部分側面図である。

【図7】本発明による飲料容器の第2の実施形態の要部を示す拡大部分側面図である。

【図8】本発明による飲料容器の第2の実施形態の要部を示す拡大部分側面図である。

【図9】本発明による飲料容器の第3の実施形態の要部を示す拡大部分斜視図である。

【図10】図9の飲料容器の要部の分解斜視図である。

【図11】図9の飲料容器の栓部材の構成を示しており、図11(a)及び図11(b)は、それぞれ異なる方向から見た状態を示す斜視図である。

【図12】図9の飲料容器の軸受け部16内における栓部材の動作の様子を示す部分断面図であり、図5(a)は、貫通孔を閉止した状態を示し、図5(b)は、貫通孔を開放した状態を示している。

30

【図13】本発明による飲料容器の第4の実施形態の要部を示す拡大部分側面図である。

【図14】図13の飲料容器の蓋体の構成を示す分解側面図である。

【図15】図13の飲料容器の蓋体の開閉と貫通孔の開閉の関係を順次に示す図である。

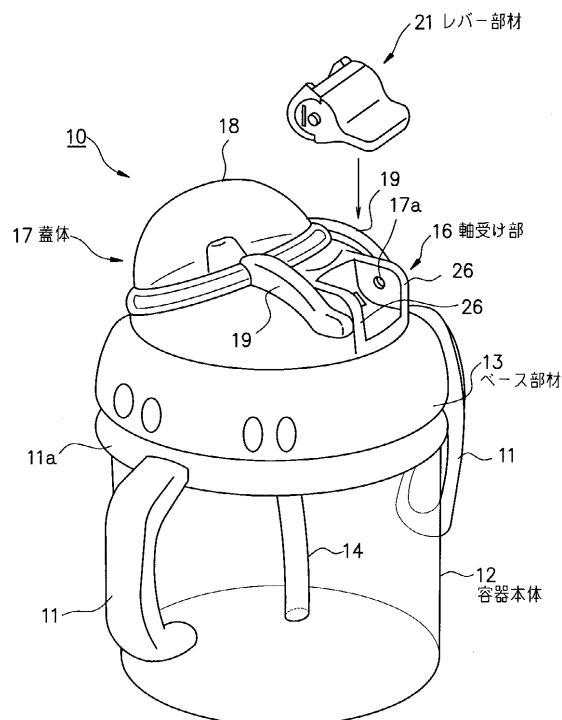
【図16】従来の飲料容器の構成の一例を示す概略断面図である。

【図17】従来の飲料容器の構成の他の例を示す概略斜視図である。

【符号の説明】

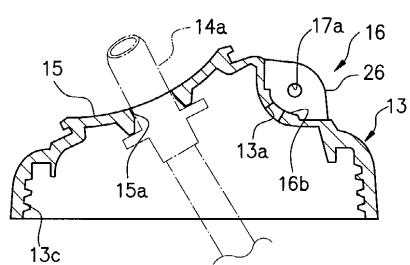
10, 30, 40, 50・・・飲料容器、11・・・把手、12・・・容器本体、13・・・ベース部材、14・・・ストロー、15・・・案内部、16・・・軸受け部、18・・・蓋体の本体、19・・・アーム、21・・・レバー部材。

【図1】

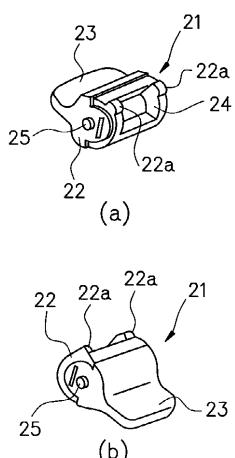


第1の実施形態

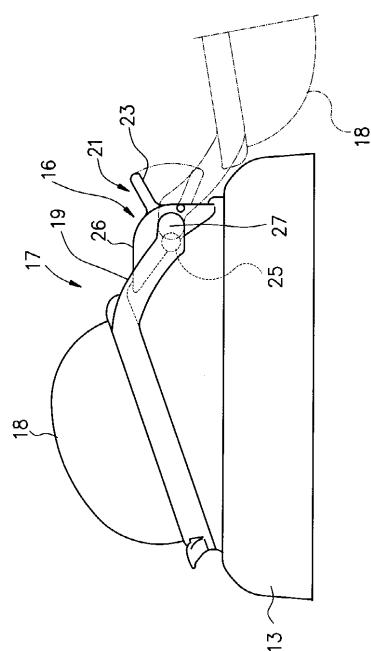
【図2】



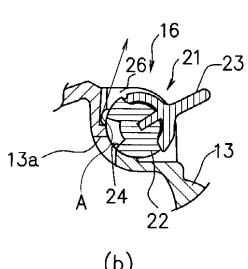
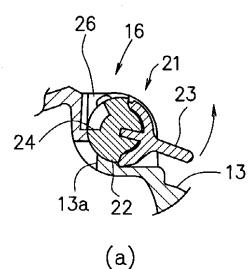
【図3】



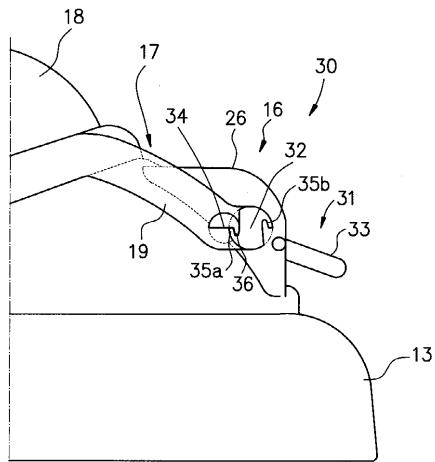
【図4】



【図5】

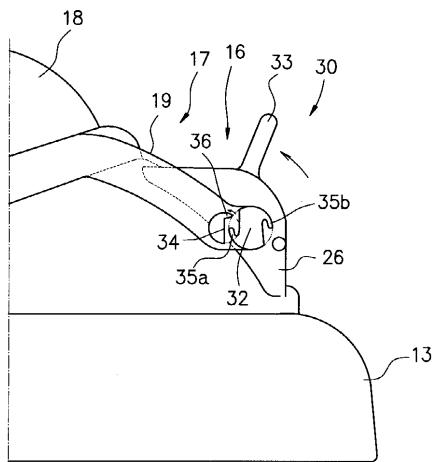


【図 6】

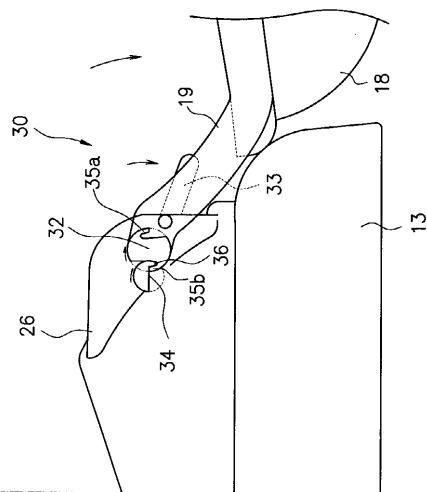


第2の実施形態

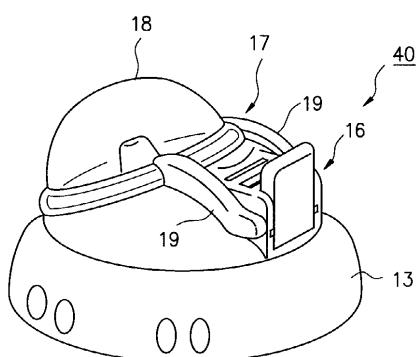
【図 7】



【図 8】

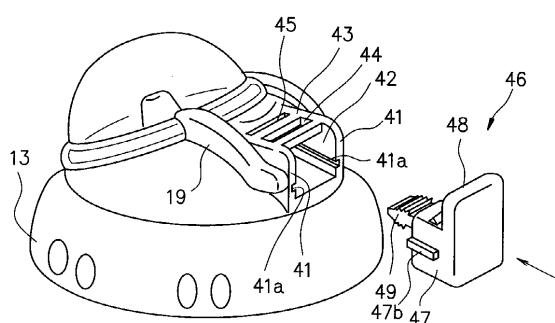


【図 9】

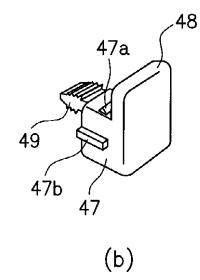
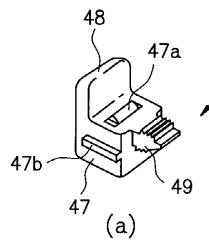


第3の実施形態

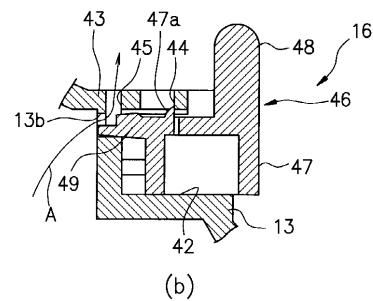
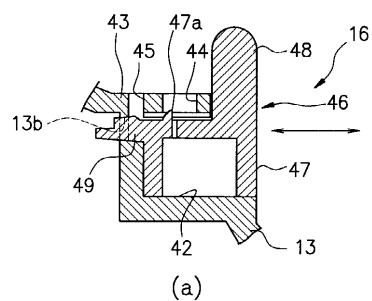
【図 10】



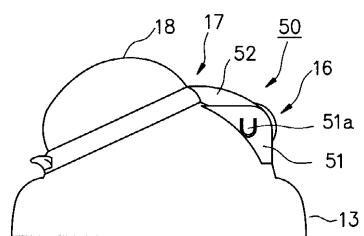
【図11】



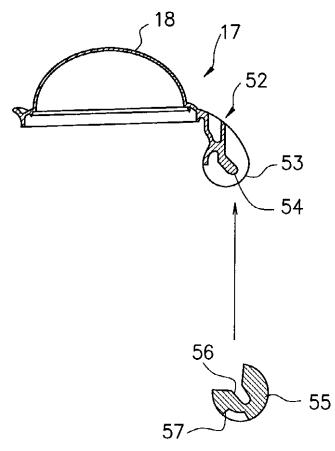
【図12】



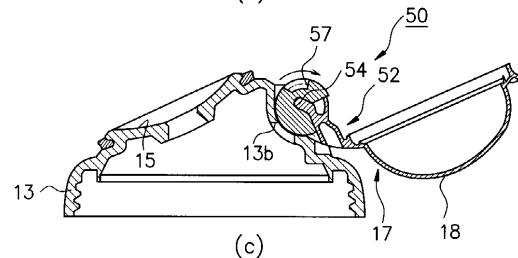
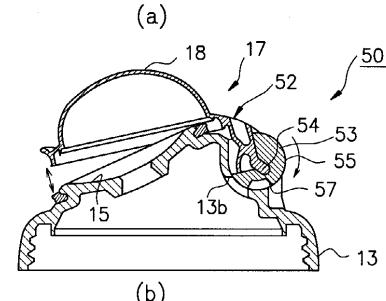
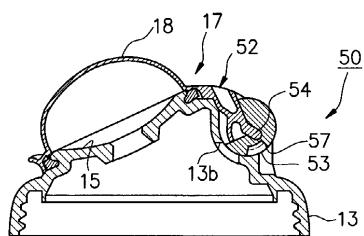
【図13】



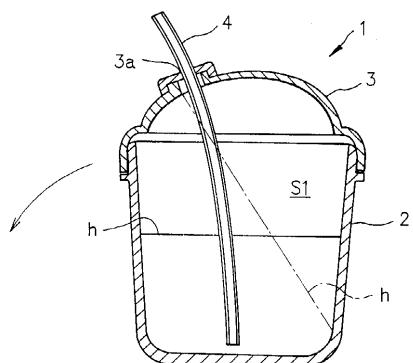
【図14】



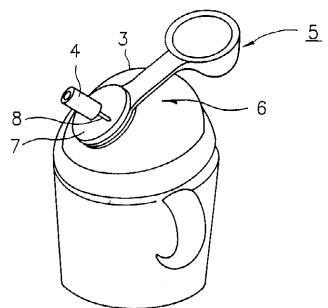
【図15】



【図16】



【図17】



フロントページの続き

(72)発明者 仲田 洋一
東京都千代田区神田富山町5番地1 ピジョン株式会社内

審査官 柳本 幸雄

(56)参考文献 実開昭59-057134(JP, U)
実開昭59-120974(JP, U)
登録実用新案第3033661(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 35/44-35/54

B65D 39/00-55/16

A45F 3/16- 3/20

A47J 41/00-41/02

A47G 19/22-19/23

B65D 23/00-25/56

B65D 67/00-71/08

B65D 71/12

B65D 71/24

B65D 71/28

B65D 73/00-79/02

B65D 81/18-81/30

B65D 81/38